

「太陽光発電設備等共同購入事業」業務仕様書

この「太陽光発電設備等共同購入事業」業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、京都府（以下「府」という。）及び京都市（以下「市」という。）と共同で実施する「太陽光発電設備等共同購入事業」（以下「本事業」という。）において取り組む業務内容を示すものであり、本事業を実施する事業者（以下「事業実施者」という。）は、この仕様書に定める事項について適正に履行すること。

1 事業名

太陽光発電設備等共同購入事業

2 事業の目的

府及び市では、脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの普及拡大に取り組んでいる。

本事業は、太陽光発電設備等の購入を希望する府民（以下「購入希望者」という。）を募り、購入しやすい機会を提供すること等により、太陽光発電設備等の普及拡大を図り、もって温室効果ガスの排出量削減や災害時のレジリエンス強化、電気料金の低減を促進することを目的とする。

3 事業の概要

(1) 事業の概要

本事業は、購入希望者を募り、スケールメリットを活かした価格低減を促すこと等により、太陽光発電設備等の普及拡大を図る事業である。

(2) 事業の流れ

事業実施者は、以下の事項を実施することで、購入希望者と施工事業者を仲介し、事業を円滑に実施する。

ア 事業実施者は、広告宣伝を行うことで購入希望者を募集する。

イ 事業実施者は、購入希望者数等を集約し、事前に設定した選定基準を満たした施工事業者に設置予想件数等の情報提供を行う。

ウ 事業実施者は、選定基準を満たした施工事業者を対象として、太陽光発電設備等の設置費用に関して入札を実施することで、安全及び確実かつ安価な価格で設置できる施工事業者を決定する。

エ 事業実施者は、施工事業者の決定後に、購入希望者に対し事前見積りを提示する。

オ 事業実施者は、施工事業者に対し次の内容を実施させる。

- ・現地調査等の実施

- ・購入希望者に対する最終見積りの提示
- ・太陽光発電設備等の購入意思確認
- ・各種申請及び太陽光発電設備等の設置

カ 事業実施者は、施工事業者の工事が妥当なものか確認するため、状況調査等により施工管理を行う。

(3) 事業の実施時期

(目安であって、実施の時期・回数等を企画提案で工夫することを妨げない。)

購入希望者の募集開始	令和8年4月頃
施工事業者の決定	令和8年6月頃
購入希望者の募集終了	令和8年9月頃
購入希望者への購入意思の確認締切	令和8年10月頃
太陽光発電設備の設置工事期限	令和9年6月下旬頃まで

- ※ 資源エネルギー庁の審査等やむを得ない理由により、協定期間内に工事及び検査の完了が困難な場合は、完了予定時期を府及び市へ報告のうえ、購入者へ説明を行うとともに、完了まで責任をもってこの仕様書の内容を履行すること。
- ※ 再生可能エネルギー固定価格買取制度においては、令和8年度中に事業計画の認定を取得可能なスケジュールとすること。

4 業務内容（実施方法等については、提案に基づき協議のうえ決定する。）

事業実施者は、次の内容について業務を実施すること。

(1) 実施体制の構築及び統括責任者等の選任

- ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を実施すること。
- イ 業務の実施に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、業務管理について責任を負える者とする。
- ウ 事業実施者より選定された施工事業者からの問い合わせ・調整を行う窓口及び購入希望者からの問合せや苦情対応を行う窓口（以下「コールセンター」という。）においては、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有する者とする。
- エ 施工事業者が行う設置業務に対して、その施工状況を確認し、施工検査を行う業務責任者を選任すること。業務責任者は、その安全性、確実性を担保する必要があることから、専門的な知見を有する者とする。
- オ 実施体制について、統括責任者、業務責任者及び担当者等の人員体制と、それぞれの経験、資格等を記載した実施体制表を府及び市へ提出すること。（任意様式）

(2) 事業計画の策定

- ア 協定締結後、速やかに事業計画を策定し、府及び市の了解を得て、業務を実施する

こと。

イ 3 事業の概要及び次の(3)から(9)の業務内容について実行性のある内容を具体的に示した事業計画書を府及び市へ提出すること。(任意様式)

ウ 市場調査及び市場分析の結果、事業計画を見直す必要性が生じた場合、府及び市と協議のうえ、必要に応じて事業計画書を修正し、府及び市へ提出すること。

(3) 購入希望者へ提供する太陽光発電設備等のプラン作成及び見積書の提出

ア 購入希望者へ提供するプランは、「太陽光発電設備」、「蓄電池」又は「太陽光発電設備及び蓄電池」とし、太陽光発電設備及び蓄電池の種類、性能等を示すこと。

イ 購入希望者の屋根の情報により作成した概算見積書を購入希望者へ提出し、個別の見積書の作成を希望するか確認すること。

ウ 購入希望者が個別に見積書の作成を希望した場合に初めて購入希望者の全情報を施工業者に提供できるものとし、施工業者に、現地調査の上購入希望者へ個別の見積書を提出させること。

エ 個別の見積書の提出に当たり、施工業者から購入希望者へ、契約内容等について十分に説明を行った上で最終的な購入意思の確認をさせること。

オ 購入を決めた購入希望者（以下「購入者」という。）と施工業者との間で、契約が円滑に行われるよう、必要なサポートを行うこと。

カ アからオまでに関して、購入希望者に概算見積書や見積書等で電気料金等と比較した料金を提示する場合は、提示する料金の根拠等を適切かつわかりやすく表示すること。

(4) 広告宣伝、購入希望者の募集

ア 購入希望者は、原則として府内で住宅等に「太陽光発電設備」、「蓄電池」又は「太陽光発電設備及び蓄電池」の設置を希望する者とし、購入希望者を対象とした効果的な広告宣伝を行うこと。

イ SNS やオンライン広告等を利用した宣伝広告を実施すること。

ウ 広告宣伝の内容は、太陽光発電設備等の導入コストと一般的な家庭における電気料金を比較する等、太陽光発電設備等の導入メリットを購入希望者に適切かつわかりやすく伝えるよう工夫すること。

エ 広告宣伝の内容については、府及び市と協議して決定するものとする。

また、府又は市の名称等を用いる場合は、その都度、事前に府又は市の了解を得ること。

オ 広報用の資料等を提供し、府又は市が行う広報に協力すること。

カ 報道機関等の取材申し込みがあった場合は、原則として事前に府及び市の了解を得ること。

キ 購入希望者の募集については、2箇月以上の期間行うこと。

ク 購入希望者の募集期間中に、本事業に関心のある府民に対して、説明する機会を設けること。

(5) Web サイトの構築及び運用

ア 本事業に係る Web サイト（以下「Web サイト」という。）の構築（PC 及びスマートフォンに対応したもの）、運用及びメンテナンスを行うこと。

イ Web サイトを効果的に活用した購入希望者及び施工事業者の募集を行うこと。

ウ Web サイトの構築、運用において、メンテナンス体制の構築及びセキュリティ対策を行うこと。

エ Web サイトの構築を行う場合は、「京都府ウェブアクセシビリティ方針」及び「京都市ホームページ作成ガイドライン」に則り、JIS X8341-3:2016（高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ）の達成基準に対応させること。

オ Web サイトについて、アクセス元の広告・宣伝媒体を把握できるよう構築するものとし、アクセス状況等を府及び市に報告すること。

(6) 施工事業者の募集及び選定等

ア 太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置できる施工事業者を入札により選定するための要件（以下「入札参加要件」という。）を設定し、設定した入札参加要件に基づき、施工事業者を募集すること。

なお、事業実施者並びに事業実施者と資本関係又は人的関係にある事業者は、施工事業者として入札に参加できないものとする。

イ 入札参加要件の詳細については、府及び市と協議のうえ、決定すること。

ウ 入札参加要件を満たした施工事業者により入札を行い、最も安価な入札を行った事業者を施工事業者として選定すること。

エ 入札価格については、施工費及びその他諸経費を含む工事に係る一切の費用とし、電力会社に対する接続契約申請、再生可能エネルギー固定価格買取制度の事業計画認定申請、市町村の景観規制に必要な手続きにかかる費用を含むこと。

オ 施工事業者の選定に当たっては、府内事業者が多く参入できるよう十分配慮すること。

カ 施工事業者選定の入札参加要件には、次の内容を含めること。

(ア) 建設業許可における電気工事業の許可を取得していること及び入札時において営業停止処分を受けていないこと。

(イ) 経営実績が健全であること。

(ウ) 契約履行能力が十分であること。

(エ) 施工保証を裏付けるものとして、施工瑕疵責任に関する保険に加入していること。（生産物賠償責任保険等）

- (オ) 施工に関する損害への保険に加入していること。(工事保険等)
- (カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれにも該当しない者であること。
 - i 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - ii 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - iii 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - iv 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - v 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - vi 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - vii 暴力団及びiからviまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (キ) 関係法令を遵守すること。なお、景観に係る法令など、市町村によって規制内容が異なる法令は特に注意すること。
- キ 施工事業者選定の入札の結果については、速やかに府及び市へ報告し、公表すること。
- ク 施工事業者との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約を締結すること。また、契約書には次の内容を明記すること。
 - (ア) 契約当事者について
 - (イ) 契約内容について
 - (ウ) 手数料等を定める場合は、その取扱いについて
 - (エ) 設置工事期限及び完了報告について
 - (オ) 個人情報保護について
 - (カ) 事業実施者と施工事業者間の契約不履行による解除又は解約の扱いについて
 - (キ) 善良なる管理者の注意義務について
 - (ク) 規定外事項における協議について
 - (ケ) 関係法令の遵守について
 - (コ) 事業実施者と施工事業者間の責任の区分について
- ケ 施工事業者より、役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に批判されるべき関係を有しているものでない旨の誓約書を受領すること。
- コ 施工事業者の決定後、施工事業者に対し、本事業で活用可能な府又は市の支援制度の説明会を実施すること。

サ 施工に関する苦情やトラブル等が発生した場合は、施工事業者に誠意をもって対応させるとともに、苦情やトラブル等が発生した日時、場所、内容等を記録し、事業実施者へ報告することとし、必要に応じて、連携して対応すること。

シ 施工に関する苦情やトラブル等が発生した場合は、速やかに府及び市へ報告すること。

(7) 太陽光発電設備及び蓄電池の施工検査

ア 太陽光発電設備及び蓄電池を安全かつ確実に設置するため、施工事業者が行う設置業務に対して、その施工状況を確認し、必要に応じて指導及び是正指示を行うこと。

イ 施工事業者は、業務の実施にあたっては、業務責任者を選任すること。

ウ 施工事業者は、工事を監理する者として、次の要件を満たす者を選任すること。

(ア) 建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有すること。

(イ) 太陽光発電システムの施工業務に従事した経験があること。

(ウ) 太陽光発電システム及び蓄電池システムの知識を有すること。

(エ) 業務の実施について専門的な知見を有すること。

エ 施工事業者の工事について、第三者機関により施工中及び施工後の検査を行うこと。ただし、検査は抽出検査とし、施工件数の4%以上実施すること。

オ 第三者機関は次の要件を満たすこと。

(ア) 太陽光発電設備及び蓄電池について、点検及び検査業務を行っている者であること。

(イ) 施工事業者と利害関係にないこと。

(ウ) 建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有する者を検査実施者として配置すること。

(8) 問合せ対応

ア 購入希望者からの問合せに対し、迅速かつ適切に対応するため、コールセンターの設置及び運用を行うこと。

イ 本事業に関する問合せ及び苦情については、全てコールセンターで対応すること。

ウ コールセンターで問合せ及び苦情へ対応する者へ業務研修を行うこと。

エ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。

オ 府又は市に対して問合せ又は苦情があった場合は、速やかにコールセンターへ対応を引き継ぐこととする。

カ 問合せ又は苦情が発生した日時、場所、内容等を記録し、府及び市へ報告すること。

(9) アンケート調査

ア 購入希望者を対象としたアンケート調査票を作成し、回収、集計、分析を行うこと。また、アンケートの回収率を上げる取組を実施すること。

イ アンケートの内容については、府及び市と協議のうえ、決定すること。

(10) 本事業の収益

ア 事業実施者の収益は、購入希望者と施工事業者との契約件数に応じた手数料とする。

なお、手数料の金額は施工事業者が回避したと認められる営業費等を基礎とした合理的な範囲で設定することとし、購入者から直接利益を得る行為は禁止する。

イ アの手数料や収益について、府又は市が調査を必要と認めた場合で、府又は市から報告を求められたときは、開示すること。

5 個人情報管理

事業実施者は、本事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年京都府条例第 32 号）を遵守しなければならない。

6 事業成果物の提出

事業実施者は、本事業の成果物として協定期間満了日までに、次の事業成果物を府及び市に提出するものとする。

- (1) 実績報告書（事業の実施状況（参加登録者や契約者数、契約金額等含む）、収支状況、広告宣伝の実績等）
- (2) チラシ等広告宣伝に係る作成物及びその電子データ
- (3) アンケート等の集計結果

7 著作権の扱い

- (1) 事業成果物に係る全ての著作権（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 7 条及び第 2 8 条に規定する権利を含む。）は、府及び市に帰属するものとする。
- (2) 事業成果物に含まれる事業実施者又は第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）の著作権は、個々の著作者に帰属するものとする。
- (3) 納入される事業成果物に既存著作物が含まれる場合は、事業実施者が当該既存著作物の使用に必要な費用及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うものとする。

8 その他

- (1) 事業実施者は、関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (2) 府又は市から事業の進捗状況等について問い合わせがあった場合は、速やかに対応すること。
- (3) 事業実施者は、購入希望者及び施行事業者募集の際に以下の事項について明示すること。

- ア この事業は、府及び市との協定に基づいて、事業実施者の責任において実施するものであること。
- イ 事業実施者は、府及び市を代理する権限を有するものではないこと。
- (4) 事業実施者は、事業実施に伴うリスクに対して未然に対策を講じて、適切に対処すること。
- (5) 仕様書の内容について疑義が生じた場合、又は本事業に係る業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、府及び市と協議のうえ、業務を進めることとする。